

# 公金横領事件 住民説明会

公金横領事件住民説明会を平成21年12月に町内3か所で行いました。内容は、今回の公金横領事件の概要についての説明を行い、その後、住民の方々からご意見やご質問をいただきました。ここでは、各会場で質問された主なものを紹介します。

開催日	場 所
12月19日	鞍手町立古月小学校体育館
12月20日	鞍手町総合福祉センター
12月23日	鞍手町中央公民館

## 事件の対応に関すること

**質問** 町が横領事件を解決しようとしていることは評価するが、住民説明会の開催時期が遅い。

**回答** 住民説明会の開催時期については、いろいろ検討しましたが、調査に時間がかかっていること。また、横領の内容を説明することは捜査に影響が出ることなどを考慮し、告訴や起訴を一つの目安と考えていたためです。遅くなったことをお詫びします。

## 横領額・被害額に関すること

**質問** 横領されたお金をこれからどうするか具体的に説明してほしい。

**回答** 元職員は、お金を持っていません。この被害額をどのようにして片付けるか、現時点では具体的な方法は決まっています。行政評価や行財政改革などを推進し、もう一度原点に返って方向性を見出していきます。それができたら皆さんに報告させていただきます。

**質問** この横領事件には人件費など多額の費用がかかっているが、どのくらいか。所得の補てんについて、なぜ説明をしなかったのか。

**回答** 調査は専従の職員で行っており調査にかかる費用は六千二百万円以上になると思います。

源泉所得税の横領は税務署に届け出ました。源泉徴収義務者は鞍手町長です。早急に納入しないと税務署からさらに加算税等が加算されるので、町の被害を最小限にとどめるため、一般財源を取り崩して支払いました。

## 議会・百条委員会に関すること

**質問** 町長や副町長の退職手当を減額する条例が継続審議となったが、会計事務については議会もチェックしていたはずである。百条委員会を23回も開いて議員は何も減額しないのはおかしい。百条委員会の23回開いた経費はどのくらいかかったのか。

**回答** 退職手当削減案は元職員が起訴されたことを受けての提案でした。議会が継続審議としたのは、総合的に判断された結果だと思えます。

**回答** 百条委員会の費用は、およそ二百二十万円かかっています。

## 監査に関すること

**質問** 監査のあり方について、民間は上期・下期と年2回ある。交際費などの出し入れについても不正がないかを見る。町の監査は簡単に済まされているのではないか。民間は徹底して行う。町の監査の仕方はわけのわからないことをしていると思う。現在、直方署で告訴したうち五千万円の立件に向けて解明しているというが、町がなぜできないのか。2年前にも事件があり、そのときも見つけられなかったのだから町の責任は重い。わかりやすく説明してほしい。

**回答** 民間は短い周期で監査しています。監査のときは担当者には休暇をとらせるなど厳しく行っているとあります。町はこれまで慣例的な方法で行っていましたが、現在は監査基準等を改め対策を講じています。

町の告訴は、基金の一億五千万円で行っていますが、起訴されているのは一億円であり、残りの五千万円の立件については警察の捜査に協力しながら解明しています。監査委員は2人います。非常勤です。毎月の出納検査、基金審査がありますが、事件が発覚する前は、毎月の預貯金の残高証明をとらず、一部預金証書などで監査を行っていたなど検査の方法において欠陥がありました。今後は、監査の質をあげていきます。



**損害賠償請求・被害額補てん協力に関すること**

**質問**

町長や副町長の退職手当の減額条例案が継続審議となったが、前町長、前助役は責任をとっていない。道義的責任があるというが、何もしなくていいの。わが国には社会的、道義的というものがあり、これは美徳である。町民は前町長の考えに大きな疑問を持っている。町は前町長の責任（横領金の補てんの協力）を求めざるべきである。

**回答**

地方自治法では、会計職員が損害賠償責任を負う期間は5年と定められています。町長が行政処分できる人には、監査委員に監査してもらい損害賠償請求をしました。町長、助役や監査委員には地方自治法に基づく賠償請求はできず、損害賠償責任の対象から除かれています。町長に損害賠償しなければならぬ責任があるかどうかは、個別具体的な違法行為をしたという証拠があればできますが、現実にはできません。町長には、一定の責任があると思っていますが、それだけで法律に基づいて前町長を訴えることはできません。このため、前町長、前助役に被害額の補てんの協力という形でお願ひしていますが、現在まで前向きな回答をもらっていません。また、裁判を起こすためには弁護士費用などが必要であり、町の予算を使って裁判することはできないと考えています。

**町の責任等に関すること**

**質問**

町の行政には、事件が発覚したときの監督責任がある。平成17年にも公金の着服があった。そのときに他にもあるかもしれないという認識を持たなかったのか。そのとき、徹底的に調査をするなりしておれば、横領額は減っていたはずである。

**回答**

税の着服と少し違うかもしれない。反省が生かされなかった点があります。現在、この横領事件の発覚を受け、すべての会計事務をチェックし対策を講じ、再発防止に万全を期しています。

**質問**

この横領の責任は前執行部にある。何としてでも責任を求めたい。文書をもって、説明会に出席している人の総意として、前町長に働きかけてほしい。

**回答**

事件発覚後、前関係者と話をしました。前町長や前助役には法的責任はなく、損害賠償責任は民事なので難しいところがあります。方法、内容については検討させていただきます。

**再発防止に関すること**

**質問**

もう少し人事のあり方、特にお金を扱う部署は、ローテーションをシビアにしたい。

**回答**

町の人事異動は総務課でデータを作成し、副町長にあげ、その後町長が決裁を行います。管理職の異動は町長が行い、他の職員は副町長が人事異動案を作成しています。原則3年から5年で異動を行っています。専門的な能力を要する部署はどうしても長くなります。

**質問**

以前、税の横領があったが、現在、監査をどのようにしているのか。今は書類の偽物は簡単に作ることができている。監査の仕方がより重要となっていると思うが。

**回答**

役場の事務は一人に任せきりにしないで、2、3人でチェックする体制をとっています。支払いに関しては領収書でチェックしたり、預貯金については金融機関の残高証明を取り寄せ照合確認をしています。

**質問**

公印の保管、使用は、民間なら印鑑請求簿というものがあって、決裁を受けなければ使用することはできない。公文書偽造するのを見ていただけではないか。職員は反省していない。もう少しシビアに仕事をしてもらいたい。

**回答**

公印は、ご指摘のとおりです。現在は徹底的に管理しています。これから、公印管理者を置くなどの方法を検討していきます。